



地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院（以下「甲」という。）と宮崎県（以下「乙」という。）とは、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、甲及び乙が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 甲及び乙は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第4条 甲及び乙は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第5条 甲及び乙は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間にかかわらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

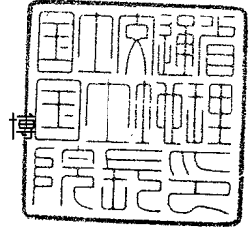
（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月14日

甲 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長 岡本



乙 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10-1
宮崎県知事 河野俊嗣

